

泉佐野市地域公共交通協議会報償及び費用弁償規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、泉佐野市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき、泉佐野市地域公共交通協議会の委員（以下「委員」という。）の報償及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報償の額）

第2条 委員の報償は日額7,200円とする。ただし、規約第12条第1項に規定する委員について、これを支給する。

（費用弁償の額）

第3条 委員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。ただし、前条に規定する委員について、これを支給するものとする。

2 前項の規定により、支給する旅費の額は、泉佐野市の例によるものとする。

（その他）

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年1月25日から施行する。